

## 上三川町空家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び上三川町空家等対策の推進に関する条例（平成29年上三川町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例の例による。

(立入調査)

第3条 法第9条第3項に規定する空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）への通知は、空家等立入調査通知書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式第2号）とする。

(特定空家等の認定)

第4条 条例第7条第1項に規定する特定空家等の認定を行うときは、特定空家等認定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。ただし、当該所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

2 特定空家等と認めるに当たっての基準は、町長が別に定める。

(特定空家等に対する措置に係る様式)

第5条 条例第8条に規定する特定空家等に対する措置に必要な様式は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（別記様式第4号）により行うものとする。

(2) 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第5号）により行うものとする。

(3) 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（別記様式第6号）によ

り行うものとする。

2 前項第3号の命令を行う前に行う、法第14条第4項の規定による命令前の通知は、命令に係る事前の通知書（別記様式第7号）により行うものとする。なお、この通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内に意見書（別記様式第8号）又は意見聴取請求書（別記様式第9号）を提出することができる。

3 前項の意見聴取請求書の提出があったときは、町長は、法第14条第6項の規定により、公開による意見の聴取を行わなければならない。なお、意見の聴取を行うときは、同条第7項の規定により、意見聴取通知書（別記様式第10号）により通知するとともに、これを公告するものとする。

（行政代執行の手続）

第6条 法第14条第9項又は第10項の規定による代執行に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条に規定する措置を行う場合において、次の各号に定める文書は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 行政代執行法第3条第1項に規定する文書 戒告書（別記様式第11号）
- (2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（別記様式第12号）
- (3) 行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（別記様式第13号）

（緊急安全措置）

第7条 条例第10条第2項に規定する緊急安全措置を講じたときの通知は、緊急安全措置実施通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による告示は、緊急安全措置告示（別記様式第15号）により行うものとする。

（費用の徴収）

第8条 条例第10条第1項又は法第14条第9項に基づき実施した措置に要した費用の徴収は、緊急安全措置・代執行費用納付命令書（別記様式第16号）により行うものとする。

2 前項の措置に要する費用が、同項の緊急安全措置・代執行費用納付命令書による納期限までに納付されない場合は、所有者等に対する督促を緊急安全措置・代執行費用納付督促状（別記様式第17号）により行うものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。